

保護者による交通安全指導要領

昭和小PTA交通安全部

◎目的と必要性

・児童等の安全確保と基本的な交通ルール等を取得させ、歩行者として安全に道路を通行できるようにすることを目的として行う実践的な交通安全教育であり、子どもたちの日頃の行動を見る絶好の機会である。

◎交通安全当番の要領

○指導の心構え

- ・法律に従い横断させるための補助的な立場として行う。
- ・自ら道路交通法を守る。
- ・明るい服装（身軽）で、交通安全当番活動が容易に判明できるよう心がける。
- ・毅然たる態度で、合図の動作は大きくはっきりとする。
- ・筆記具の持参は、事故発生時などに役立つ。

○位置

- ・交通安全指導場所や付近道路の交通の流れをよく知る（地理をよく知る）。
- ・運転者側の立場に立ち、よく見える位置を確認する。
- ・安全な場所で歩行者等を誘導しやすい位置を選ぶ。

○停止・誘導の仕方

- ・左手は横断者を制止し、右手には横断旗を持ち、明確に停止合図を行う。
- ・車両の動き等で相手に合図が伝達されたかを確認する。
- ・見とおし確保のため、小型車を停止させる。
- ・横断者をとりまとめ、車の切れ目を利用する。
- ・横断者に左右の安全確認をさせ、正しい横断の仕方を教示する。
- ・「しかる・ほめる」等の実践活動を行う。

○交通事故に遭遇した場合

- ・交通事故発生時の措置
負傷者の救護・危険防止措置・警察への報告（学校への連絡）
- ・交通安全当番者が事故にあった場合
損保会社（徳島市加入）の保健は、横断旗を持ち、交通安全当番の交通事故のみ適用される。往復の過程で事故にあった場合は、適用外となる。